

1. 日時：平成21年8月20日（木）13：00～15：30

2. 場所：第2特別会議室

午後1時 開会

○河野研究専門官 ただいまより、平成21年度第1回農業技術分科会を開催いたします。

開会に当たりまして、農林水産技術会議事務局藤本研究総務官からごあいさつ申し上げます。

○藤本研究総務官 技術会議事務局で研究総務官をしております藤本でございます。

本日は、独立行政法人評価委員会の農業技術分科会でございます。委員の皆様におかれましては、お暑い中、またご多用中のところお集まりをいただきまして大変ありがとうございます。また日ごろから独立行政法人の業務等につきまして、ご指導、ご鞭撻を賜り、この場をかりまして心から感謝申し上げます。

本日の分科会では、4つの各独立行政法人の平成20年度の業務実績に関するご審議をいただきます。また、財務諸表等の承認などもご審議いただくことになっています。さらに、本日につきましては、法人統合に係る見直し素案について、皆様方からご意見をいただこうと考えているところでございます。これは平成22年度に中期目標期間が終了する独立行政法人の中で、23年4月に統合を予定している法人について、19年12月の独立行政法人整備合理化計画で、統合をきちんとやりなさいということになっています。農業生物資源研究所と農業環境技術研究所、さらに生産局所管の種苗管理センターの三つの独立行政法人が統合するというように今考えてございます。これらの見直しの素案につきましても忌憚のないご意見をいただきたいと考えているところでございます。

各委員の皆様におかれましては、各独法がなお一層の効率的、また効果的な研究業務を遂行して、農林水産業の発展と豊かで健康的な国民生活実現のために寄与できるものとなるように、幅広い視点からのご検討をお願いしたいと考えております。

長時間にわたって大変恐縮でございますけれども、よろしくお願いを申し上げます。  
○河野研究専門官 本来であれば、ここで分科会長に議事進行をかわるところでございますが、任期満了に伴います委員の改選及び委員辞任による新委員の選任が行われております。これまで前分科会長でございました小林委員に暫定的に分科会長にご就任していただいていたところでございますが、新任期に当たり分科会長も正式に選任し直す必要がございます。それまでの間、私、評価担当研究専門官をしております河野が司会を務めさせていただきます。

まず、新任委員のご紹介及び本日の出席状況について説明させていただきます。2月9日付で手柴委員、それから中村専門委員がご退任されております。また、6月8日付で齋藤専門委員がご退任されました。後任として新たにご就任いただいた委員をご紹介します。まず、石井委員でございます。野田産業科学研究所副理事長兼専務理事をされておられます。続きまして、竹田専門委員でございます。北海道立中央農業試験場長をされておられます。それから、田中専門委員でございます。社団法人地域資源循環技術センター理事長をされておられます。本日の委員の出席状況でございますが、前嶋委員、それから長戸専門委員からご欠席のご連絡をいただいております。委員につきましては、6名中5名のご出席をいただいております。農林水産省独立行政法人評価委員会令第6条の規定により、当分科会が成立していることをご報告申し上げます。

次に、事務局側の紹介をさせていただきます。まず、ごあいさつさせていただきました藤本研究総務官です。それから横田技術政策課長です。それから尾関研究開発官です。それから鈴木国際研究課長です。それから佐藤技術広報官です。3法人統合を担当しております。それから松岡総務課調整室長です。

さて、先ほども申し上げましたが、2月から現在まで前分科会長でございます小林委員に暫定的に分科会長にご就任いただいているところでございますが、新たな任期になったことに伴い正式に選任する必要があります。委員会令第5条に基づき、分科会長は委員の互選により選任することとなっております。どなたか分科会長のご推薦はありますでしょうか。

西澤委員どうぞ。

○西澤委員 前期も分科会長としておまとめいただいた小林委員に引き続きお願いしてはどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○河野研究専門官 ただいま西澤委員より小林委員のご推薦がございましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○河野研究専門官 ありがとうございます。それでは、小林委員、引き続き分科会長をよろしく願いいたします。それでは、これからの議事進行は小林分科会長をお願いいたします。

○小林分科会長 評価というものは、評価基準を含めてころころ変わってはいけないということで、恐らく分科会長も引き続きやれということだろうと思います。変わらず国民的目線で、各独法が少しでも良くなるように評価を続けていきたいと思っています。どうぞ皆様よろしく願いいたします。

まず、最初の仕事として、分科会長代理の指名をしなければならないのですが、委員会令第5条第5項では、分科会長に事故があるときは当該分科会に属する委員のうちから分科会長があらかじめ指名する者がその職務を代理すると定められております。この規定に基づき私から指名させていただきますが、これもまた引き続き西澤委員をお願いしたいと思っています。皆様どうぞよろしく願いいたします。

それでは、議事に入る前に、事務局から本日の配付資料の確認をお願いいたします。

○河野研究専門官 配付資料の確認を行います。

まず、配付資料一覧です。それから、座席表、議事次第、出席者名簿。それから資料1といたしまして、平成20事業年度業務実績に関する評価に用いるウエイトについて(案)。それから資料2、各独立行政法人の平成20年度の業務実績に関する評価結果(案)。それから資料3-1、各独立行政法人における平成20事業年度の財務諸表の承認について。資料3-2、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成21事業年度長期借入金償還計画について。資料3-3、農業環境技術研究所の役員給与規程の一部変更について。資料3-4、各独立行政法人の役員給与規程の一部変更について。資料3-5、各独立行政法人の役員退職手当支給規程の一部変更について。それから資料4といたしまして、独立行政法人中期目標終了時の見直し素案。それから参考資料1、独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構の平成20年度業務実績に係る財務省独立行政法人評価委員会からの意見。それから参考資料2、独立行政法人土木研究所の平成20年度業務実績に係る意見。

それからさらに、机上配布といたしまして、平成20年度各独立行政法人業務実績報告書と財務諸表。これは4独法分、計8冊あります。それから加えて農研機構の決算報告書。それから最後に、机上配付資料2、契約、諸手当、給与水準についてという資料を配付させていただいております。なお、この契約、諸手当、給与水準については、農水省以外の独法のデータも記載されていますので非公開とさせていただきます。もし足りない資料がありましたら事務局までお願いいたします。

○小林分科会長 本日の議題は議事次第のとおり、1. 評価関連事項について。2. 各独法の平成20年度業務実績評価について。3. 主務大臣への意見等について。4. 平成21年度業務実績評価の評価指標の考え方について。5として、独立行政法人中期目標終了時の見直し素案(平成22年に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち、統合予定法人について)についてとなっております。

それでは、議事1に入ります。「評価関連事項について」として、業務実績評価に用いるウエイトについて、まず事務局より説明をお願いいたします。

○河野研究専門官 まず資料1、平成20事業年度業務実績に関する評価に用いるウエイトについて(案)をご覧ください。

評価に用いるウエイトにつきましては、農業技術分科会における独立行政法人の評価基準の考え方についての中で、評価項目ごとの評価結果を集約して大項目や独法の総合評価を取りまとめるに当たっては、項目間のウエイトづけを行うこととし、このウエイトづけは各項目における予算額等を考慮して農業技術分科会が設定することになっております。

昨年度の分科会で、ウエイトは中期計画期間を通して統一的な考え方で設定することを確認しております。

1枚目、1ページ目をご覧ください。

大項目間及び中項目間のウエイトは固定しております。

それから2枚目の研究業務Ⅱ-1ですが、投入資金と投入人員を計算して設定することと決めております。それに従いましてつくりましたのがこの案です。研究業務では各プロジェクトの開始、それから終了に伴いまして、それなりに変動をしております。これらはすべて各作業部会で了承され、暫定的に評価作業に用いられておりますが、当分科会で決定していただく必要があります。

よろしくお願いいたします。

○小林分科会長 本件については既に各部会で承認されておりまして、これを分科会決定としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 それでは、ウエイトはウエイト案のとおり決定させていただきます。

次に、契約、諸手当、給与水準について、事務局より説明をお願いいたします。

○松岡調整室長 それでは、机上配付資料2に基づいて説明させていただきます。給与、諸手当、給与水準についてでございます。

平成20年度の業務実績評価につきましては、総務省から契約の適正化、それから給与水準について特に留意するようという指示が出ております。総務省は給与と契約の関係について調査を行いまして、それを各府省の政策評価に活用するようにフィードバックをすることになっておりますが、まだ本日の時点で各省の分を取りまとめた完成版というものが出ておりません。この分科会では関係ある法人の部分、特徴的な部分を抜粋してお示ししておりますが、まだ完成版が出ておりませんので、机上配布ということで取り扱わせていただきます。

まず、契約の関係でございますが、資料を1枚めくっていただくと調査表の1-①がございまして、契約の実績件数が示されています。19年度と20年度の実績を並べておりまして、競争性のない随意契約、20年度の右から四つ目の項目を見ていただきますと、競争性のない随意契約の割合が出ております。網かけをしてあるのが農業技術分科会の研究開発法人4法人でございます。数字を見る限りちょっと高めの数字が出ておりますが、これは委託プロジェクトや競争的資金を中核機関として提案し採択された場合に、その共同研究機関を含めて委託を受けて、法人の方から共同研究機関へ再委託するということになりまして、それが形式的に随意契約になりますので、競争性のない契約ということで計上されております。その部分については共同で提案をして他の研究グループと競争をするということで、実質的に競争性があると説明をさせていただいております。その部分を除きますと括弧内のパーセントになっております。

次のページは契約実績(金額)ということで示しておりますが、これも同じような状況になっております。

続きまして、調査表の2-①をご覧ください。こちらは一般競争入札におきまし

て応札が1者になった契約の状況でございます。2-①は件数でございます。4法人につきましては網かけしています。右から三つ目の項目を見ていただくと、一般競争における1者入札の割合が書いています。高い法人で61%、低いところで25%という状況になっています。

次のページは調査表の2-②ということで金額で示しております。こちらの方は20%後半、30%弱という状況になっております。

この4枚の表については、他省の研究開発法人を抽出して整理したものでございます。

続きまして、5ページには、調査表3附表2が出ております。これは物品、役務の契約先が再委託を行っている場合に、法人が承認する、届け出させるという手続を取っているかを調査したものでございます。対象は20年度に契約したものでございます。ここにリストアップされているのは農研機構、生物研、農環研、JIRCASの電気・機械の施設保守の契約が出ております。これらは、従来、公益法人と随契していたものを競争入札にしたものです。これらの契約は再契約手続がされています。真ん中の2つの欄に○が付いていますが、再委託の届出があり承認している、再委託に係る契約条項がある、ということです。その中で、再委託の割合が高いものをご説明させていただきます。各法人の契約の件名を見ていただくと、「7・8号団地」と、「果樹研究所ほか研究実験施設等電気・機械設備」がありまして、二種類の共通件名での契約があります。これらは複数の法人が共同で契約をやっているものです。契約が分けられないために共同で入札をしています。一方、落札者は、その施設ごとの設備に熟知した業者に再委託をしています。緊急時等の対応を考えて、そういった業者にやっていただくということを優先して、このような結果になったと考えています。これらの契約については、引き続き内容等を分析して、改善できるかどうかを検討していくと聞いております。

続きまして次の6ページでございます。こちらは給与の関係で、法人の手当について調査が行われております。上の段の帯のような表でございますが、これは法人の手当が国と同様かどうかという調査でございます。○が国の手当と同じもので、×が該当無しということでございます。ここでご説明させていただきたいのが、一番上の農研機構の欄の右から4番目の特殊勤務手当についてです。下表に説明しておりますが、農研機構では一部国の支給の内容と異なる点がありますので、ご説明

させていただきます。その特殊勤務手当は3種類ございます。高所作業手当、防疫等作業手当、種雄牛馬取扱手当です。右に国の手当の内容及び支給額を示しておりますが、真ん中の欄の下線を引いている部分が国と異なる部分でございます。高所作業手当ではサイロの作業に支給する。防疫等作業手当はツベルクリンの作業に支給する。種雄牛馬取扱手当については、国に該当する手当が無いということになっています。これらの手当につきましては、国の機関であった当時の人事院規則等を鑑み、独法になるときにそれと同様の規程を職員給与規程等に定めたものであります。その後、国に支給対象が無くなったために国の手当としては廃止されているということでございます。

この他に、資料はつけておりませんが、福利厚生費の法定外支給について調査があります。関係4法人の中では、法定外については労働安全法に基づく健康診断、予防接種、それからメンタルヘルスの相談業務というものに使用されているという結果が出ております。

それから、最後になりますが、給与水準ということで、これまでも各作業部会で議論していただきました。対国家公務員指数が100を超えているものについて、各法人はその理由、その状況を公表することになっております。委員の皆様には既に送付させていただいておりますが、改めてここで説明させていただきます。一つ目は、7ページですが、農環研の研究職員の指数が100.5になっております。100を超えている要因として研究員調整手当が支給されていること等が説明されています。それから8ページのJIRCASの事務・技術職員手当でございますが、こちらは19年に緑資源機構から職員を承継しております。その職員に高度専門知識が要求されるということで特別調整を支給していること、石垣拠点で特地勤務手当を支給していること等が要因として挙げられております。それから9ページの研究職員ですが、指数が100.8になっており、これも研究員調整手当が支給されていること等が要因ということです。このように各法人から公表させていただいております。

○小林分科会長 ありがとうございます。質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○梶川委員 5ページの再委託のお話ですが、附表を見ますと、共同事業体から再

委託が90%を超えてされていますよね。普通に考えると、どういう意味があって共同事業体を組まれているのか疑問です。どのようなご事情があるのですか。共同事業体のテスコや東京ビジネスサービス、日本メックスというのはどんな機能を果たされているのか。ちょっとわかりづらいなという気がします。例えば、真ん中あたりのNo.4という契約に関しては、93%ぐらいが日本不動産管理株式会社と能美防災株式会社に再委託されているわけですから、役務としては7%分ぐらいがこの共同事業体に残っています。そうすると三者の共同企業で提供しなければならないような複雑な役務が7%存在しているのか。この辺のご事情はどのぐらい把握されていますか。

○松岡調整室長 この契約につきましては、つくばの研究団地の7・8号に存在しています研究施設に電気等を供給する共同の施設がございます。センターとそれぞれの研究施設に分かれています。センターのメンテナンスと研究施設ごとのメンテナンスがございます。各研究施設についてはそれぞれ得意な業者がございます。従来からメンテナンスをやっていることで熟知しているということです。センターの部分はセンターの部分で得意な業者がございます。これを分けて契約すれば再委託なしにできますが、責任分岐点の問題等がございます、分けた契約ができないということがございます。共同企業体をつくって、一般競争入札に参加して落札したものなのですが、落札者が緊急時の対応等を考え、設備を熟知している業者に任せる方がよいと判断され、このような結果になっていると考えております。それぞれの研究施設で契約を分けて表示しておりますが、7・8号団地は、センターを含めて一体的に入札をかけて契約したものです。そのため、見かけ上、再委託率が高くなっているものもありますし、再委託率が小さいものもございます。そのような状況になってございます。

○梶川委員 ほとんどの契約で再委託率が高いような気がします。

○河野研究専門官 補足させていただきますが、これは、各作業部会で全体像をポンチ絵で説明させていただいた部分です。つまり、ここに載ってない7・8号団地の研究施設がありまして、その他の研究施設を合わせますと、全体の再委託率は60%ぐらいになります。他の研究施設は100%この契約相手先がやっております。この資料だけを見ると異常な数字ですが、全体像は作業部会にてポンチ絵で説明させていただいた部分でございますので、思い出していただければと思います。

○梶川委員 わかりました。ここでお聞きしたかったことは、改めてこういう数字を見せていただいたときに、再委託の問題というのは通過されて機能が果たされているかということです。契約当事者が、それだけの機能を果たしているのかどうか。今までのご説明はわかりますが、そういう機能性をきちんと果たしておられることを確認しているかということです。今のご説明では、共同のところは契約当事者でやられ、残りはこの形になるということですが、実際に5%ずつぐらい共同事業体に残って、後が再委託されているというように見えてしまいます。そこは、事実関係をきちっと把握された方がいいと思います。今この世論の流れの中で、はっきり把握されておられると思って説明をお聞きしていますけれども、そのところはよろしく願いいたします。

○小林分科会長 この表の表し方をもうちょっと工夫した方がいいのではないですか。番号が同じ2番というのは一つにするとか。それぞれ契約金額が二つ書いてあるけれども、2件あるような感じになりますから、一つにして、再委託のところを2件にするという表し方がわかりやすいと思うのですが。

○松岡調整室長 この調査表は、総務省の作成ルールに従って作られています。

○小林分科会長 例えば2億312万円というのは、これは2件あるわけではないでしょう。

○松岡調整室長 ご指摘のとおり、同じ契約について再委託先が別なので別の行に整理するというルールに基づいて整理させていただきました。番号が同じものは同一の契約でございます。

○小林分科会長 これはあたかも2件あるような感じになりますよね。少なくともこの線を太くするとか、もう少し工夫があってもいいじゃないですか。

○松岡調整室長 はい。検討させていただきます。

○小林分科会長 他になければ、議事2の「各独法の平成20年度業務実績評価について」に移ります。

各独法の平成20年度の業務実績に関する評価については作業部会で審議を行い、評価結果案を作成いただきました。本日は各部会で取りまとめられた評価結果案についてポイントを事務局から説明していただいた後、必要に応じ各部会の座長から補足いただく形で内容確認を行いたいと思います。その後、全法人合わせて質疑を行い、分科会としての評価結果を決定いたしたいと思います。よろしく願いいた

します。

それでは、農研機構の評価結果案の説明をお願いいたします。

○河野研究専門官　まず4独法の平成20年度業務実績及びその評価に関して国民から意見募集を行いましたので報告させていただきます。

農林水産技術会議事務局ホームページにて、7月10日から23日までの間、実際にはさらに1週間延長しましたが、その間に2件のご意見をいただきました。

1件は、農研機構に対して、できるだけ低価格で耕作放棄地などさまざまな条件、環境に応じたロボットの開発を目指して頑張してほしいということでした。それからもう1件はJIRCASに対してですが、オイルパームは日本でも栽培可能なかと、国内で自給できるバイオマス燃料の開発を応援していますという内容でした。この後半はどちらかという農研機構あてであると考えております。

ではさて、資料2に移っていきたいと思いますが、2-1の評価結果(案)をご覧ください。

先ほどご承認いただいたウエイトに従いまして計算したところ、機関としての総合評価はAとなりました。また、ほとんどの項目でA評価となっております。A評価以外は、「2-2 近代的な農業経営に関する学理及び技術の教授」と、「7-4 環境対策・安全管理の推進」でB評価となっております。2-2に関しましては、昨年度に引き続き入学定員を下回ったことでB評価となっておりますが、作業部会での議論では、定員の適正規模への言及は時期尚早であることから、農業者大の活かし方を農水省等の関係機関とよく協議し、意欲ある入学者や定員が確保されることを期待するという表現となっております。それから7-4に関しましては、不適切な管理下にある特定毒物等の発見がされたこと、労働災害が一昨年のレベルまで再び増加したことがB評価の要因となっております。また、「第3 予算」をご覧ください。予算に関しましては、作業部会で他の3独法を含めまして、随意契約、一者応札、特定委託契約における再委託等に関する活発なご議論をいただきました。随意契約や一者応札の問題では、必ずしも一般競争入札や複数者による応札にすれば予算を効率的かつ有効に活用できるというわけではないことから、4独法とも契約金額だけでなく、費用対効果、事後の管理等をよく分析することが重要である旨が評価結果に記述、または作業部会で各独法へ口頭で指摘されております。一方、特定委託契約における再委託等につきましては、先ほど議論になり

ましたが、これは随意契約から一般競争入札に移行した案件でありますので、今後の推移をさらに注視していくこととなっております。

それから「2-1 試験及び研究並びに調査」に入らせていただきます。6ページになります。「イー（ア）-E 環境変動に対応した農業生産技術の開発」は、温暖化適用技術の開発が遅れているということからB評価、「イー（イ）-C 自動化技術を応用した軽労・省力・安全生産システムの開発」は、うね内部分施用機、無人田植機等の開発が評価されてS評価、「ウー（イ）-B 人獣共通感染症、新興・再興感染症及び家畜重要感染症等の防止技術の開発」は、BSEや口蹄疫関連の研究が評価されてS評価になっております。それ以外の項目はいずれもA評価となっております。

なお、財務省との共管項目につきましては参考資料1をご覧ください。財務省の評価委員会から農林水産省の評価委員会に8月3日付で「順調であると認められる」との意見が提出されております。

○小林分科会長 それでは、次に生物研の評価結果(案)の説明をお願いいたします。

○河野研究専門官 資料2-2をご覧ください。評価結果(案)です。

先ほどいただいたウエイトに従って計算したところ、ここでも機関評価としての総合評価はAとなっております。また、ほとんどの項目でA評価となっております。A評価以外は「7-4 環境対策・安全管理の推進」でB評価となっております。これは労働災害が増加したこと、不適切な管理下にある特定毒物等が発見されたことがB評価の要因となっております。

それから、5ページ目をご覧ください。「2-1 試験及び研究並びに調査」につきましては、「C-1) バイオテクノロジーによる有用物質生産技術の開発」は、遺伝子組換えカイコを用いた蛍光絹糸を開発し、実用化レベルで供給できるシステムを確立したこと等が評価されS評価となっております。その他の項目はA評価ですが、作業部会では、総じて高いレベルでの研究が行われている旨の評価がされております。

○小林分科会長 何か補足説明はございますか。

○西澤委員 ただいまのご説明のとおりで特になのですが、ただ一つ、試験研究の「2-1-A アグリバイオリソースの高度化と活用研究」はA評価になっておりますけれども、これはSをつけてもいいのではないかという意見がたくさん出さ

れたことを補足いたします。

○小林分科会長 次に農環研の評価結果(案)の説明をお願いいたします。

○河野研究専門官 資料2-3をご覧ください。

これも先ほどご承認いただいたウエイトに従って計算しましたところ、機関評価としての総合評価はAとなっております。また、ほとんどの項目でA評価となっておりますが、A評価以外は、「2-3 専門研究分野を生かしたその他の社会貢献」がS評価、「7-4 環境対策・安全管理の推進」がB評価となっております。2-3は文部科学大臣表彰科学技術賞(理解増進部門)を2年連続で受賞したことと、それから昨年度も評価結果に記述していますが、IPCCへの貢献が評価されております。7-4につきましては、本年度も不適切な形で化学物質の所持が発見されておりました、抜本的に管理体制を見直す必要があるという厳しい記述になっております。作業部会ではさらに厳しい評価ランクも検討されましたが、化学物質の発見・管理状況や、今後の対策・責任体制を検討した結果、この評価ランクになっております。

続きまして、「2-1 試験及び研究並びに調査」に入ります。5ページになります。全ての項目がA評価となっております。リスク低減技術の開発や、生分解性プラスチックを効率よく分解する微生物の選抜など、社会的インパクトのある成果も得られております。

○小林分科会長 何か補足説明はございますか。

○西澤委員 特にございません。

○小林分科会長 それでは、次にJIRCASの評価結果(案)の説明をお願いいたします。

○河野研究専門官 資料2-4をご覧ください。

これも同じく先ほどご承認いただいたウエイトに基づいて計算したところ、機関としての総合評価はAとなっております。また、ほとんどの項目でA評価となっておりますが、A以外は、「2-2 研究成果の公表、普及の促進」でB評価となっております。重要な研究成果に関するプレスリリースが不十分であること、一般国民に対するアウトリーチが不足していることを指摘しております。それから「2-1 試験及び研究並びに調査」ですが、5ページからになります。「B 国際的な食料・農林水産業及び農山漁村に関する動向把握のための情報の収集、分析並びに

提供」はB評価です。幅広い地域や研究についての技術開発の方向性を示すことが求められていますが、現在の研究資源の投入状況ではその達成が難しく、研究資源の配分をはじめとする体制づくりが不十分であるという指摘をしております。それ以外の項目はいずれもA評価となっております。途上国における環境保護と持続的農業開発の新たなモデルを提示する成果などが得られております。

○小林分科会長 何か補足説明はございますか。

○西澤委員 特に補足はございません。

○小林分科会長 それでは、次に土木研関係の国土交通省独法評価委員会への意見について、事務局から報告をお願いいたします。

○河野研究専門官 参考資料2をご覧ください。独立行政法人土木研究所の業務のうち、農林水産省共管部分の平成20年度実績について、作業部会で審議後、メールにて当分科会の意見を集約させていただきました。

その結果ですが、1枚めくっていただきますと、国交省あての文章があります。平20年度の意見として、着実な実施状況にあると認められると、7月15日付で国土交通省独立行政法人評価委員会へ提出しているということを報告させていただきます。なお、参考意見としまして、個別研究課題に関する意見を付しております。

○小林分科会長 ありがとうございます。

それでは、今までの各評価についての質疑に入ります。全法人分を通じて意見等ございましたらお願いいたします。

(なし)

○小林分科会長 それでは農業技術分科会が所掌する4法人の平成20年度の業務実績に関する評価結果(案)については、この方向で分科会の評価結果としてよろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 それでは、細部の文言修正等については、私にご一任いただきたいのですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

評価結果の今後の取り扱いについて、事務局から説明をお願いいたします。

○河野研究専門官 各事業年度の評価については、議決権限が分科会に委任されて

おり、本分科会において評価結果が決定されます。決定した評価結果は、独立行政法人通則法の規定により、農林水産省独立行政法人評価委員会、以後は評価委員会と申しますが、当該独立行政法人及び総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会あてに通知するとともに、遅滞なく公表する予定でございます。

○小林分科会長 それでは、議事3の「主務大臣への意見等について」に移ります。

通則法等の規定により、農林水産大臣から意見を求められている事項について、事務局からの説明の後、審議を行い、分科会の意見を決定したいと思います。

それでは、まず(1)各独立行政法人の平成20事業年度の財務諸表について、事務局より作業の位置づけの説明をお願いいたします。

○河野研究専門官 独立行政法人通則法第38条第3項により、主務大臣が独立行政法人の財務諸表を承認する際には評価委員会に意見を聞くこととされており、今般、農林水産大臣より、各独法の平成20年度の財務諸表に関する意見が求められております。なお、評価委員会ではこの意見決定の権限は分科会に委任されております。

○小林分科会長 それでは、各独立行政法人の平成20事業年度の財務諸表についての説明を4法人まとめてお願いいたします。

○松岡調整室長 それでは、机上に配付されております4法人の財務諸表に基づきまして、20年度の財務諸表についてご説明申し上げます。

最初にご説明しておきますが、すべての法人の財務諸表につきましては、各法人の監事、それから法定監査が必要な法人については会計監査人から適切である旨の意見をいただいております。

それでは、個別の法人ごとにご説明をさせていただきます。

まず、主要な事項について説明させていただきますが、農研機構の財務諸表の11ページをお開きください。ここに11ページの下の方の12、13の項目に重要な会計方針の変更等について記載しております。4法人共通の事項でございますが、19年度に法人税法の改正がございまして、償却資産について従来残存価格10%まで償却するようになっておりましたが、1円まで償却できることになりましたので、それに伴う変更をしております。これは他の法人も同様に20年度から実施しているところです。

続きまして、12ページをお開きいただきます。こちらに固定資産の減損会計に

ついて記載しております。減損を認識した固定資産として、住宅建（見牛荘）というのがありますが、これは近畿中国四国農業研究センターの研修生の宿舎でございます。老朽化に伴いまして使用しないということで減損認識しております。その下の（２）に減損の兆候が認められた固定資産ということで、多摩の農業者大学の跡地、北海道農業研究センターの倉庫につきまして、老朽化あるいは使用しなくなるということで減損の兆候があると記載しております。

続きまして、19ページをお開きいただきます。ここでは資産の関係で有価証券の保有状況について整理をしております。一番下のところに関係会社株式というのがあります。これは農研機構が出資している会社の状況でございます。詳細については表に掲げてあるとおりです。

続きまして、135ページを開いていただきます。農研機構はそれぞれの勘定ごとに財務諸表を作成しておりますけれども、本日は135ページからの法人連結が全体を示しておりますので、そちらで説明させていただきます。財務諸表の貸借対照表の一番右の下に資産合計3,047億円と記載しておりますが、これは対前年36億円の増ということになっています。増減の要素としましては、老朽化した資産の除却、減価償却費及び減損認識等によりまして減。それから補助事業等の前受金の増などの要因で36億円の増となっております。

続きまして、136ページを開いていただきまして、負債の合計が269億円となっております。これは対前年62億円増となっております。増減の要因としては、人件費の残などの運営費交付金債務、未払金があるほかに、関連会社における前受金の増、これが要因となっております。それから純資産につきましては2,778億円と計上されております。これは対前年26億円の減となっておりますが、これにつきましては民間研究促進業務勘定への追加出資があったこと、固定資産の除却等がございまして、このような状況となっております。

続きまして、137ページの損益計算書でございます。費用合計につきましては595億円となっております。対前年6億円の減となっております。増減要因としましては、特例業務における関連会社の清算、効率化による節減、販売及び一般管理費の減が要因となっております。

真ん中の段の経常損失でございますが、590億円ということで、対前年7億7,000万円の減となっております。これは受託収入が減したこと、それから補助金

収入が減したこと、特定関連会社の清算等により売り上げが減したことが要因となっております。

それから、これらの経常損益の状況、固定資産の除却等によりまして、本年度の当期総損失は3億1,000万円という状況になっております。これは対前年4億8,000万円の減ということになります。

時間の関係上、個別の勘定についての説明は省略させていただきます。

続きまして、生物研の財務諸表についてご説明させていただきます。

こちらにも1ページに貸借対照表がございます。こちらの右下の資産の合計でございますが383億円となっております。これは対前年54億円の減となっております。研究用機器の新規取得、松本地区の土地の売り払いに伴う増がある一方、減価償却費の増等により減がありまして、そういったことが要因でございます。

次のページは、負債の部でございます。負債の合計が約50億円となっております。対前年3億2,000万円の減となっておりますが、これは未払金、未払費用が増になったこと、それからリース債務が減になったことを要因としております。純資産につきましては、333億円となっております。対前年43億7,000万円の減となっておりますが、これは損益外減価償却費累計額及び損益外減損損失累計額の増によりましてこういった数字になっております。

それで次に損益計算書でございますが、3ページでございます。経常費用合計で119億8,000万円となっておりますが、対前年3億5,000万円の減でございます。こちらについては研究業務費が対前年度2億9,000万円の減になったということと、退職一時金が対前年6,000万円減になったということでこういった状況になっております。

続きまして、経常収益合計でございます。経常収益合計120億円ということになっておりますが、対前年2億5,000万円の減でございます。要因としましては、受託収入が減したこと、寄附収益が減になったことが要因になっております。

当期総利益につきましては1億6,000万円となっております。

続きまして、9ページをお開きください。9ページに固定資産の減損について記載をしております。中ほどの表に書いてありますが、減損を認識した固定資産として松本地区の全施設、それからつくばの円形温室、常陸大宮のガンマグリーンハウスが記載されております。

10ページに、減損の兆候ありということで認識している施設を挙げておりますが、岡谷の研究施設が減損の兆候ありと計上しております。

以上が生物研でございます。

続きまして、農環研の説明をさせていただきます。

農環研の財務諸表の1ページを開いていただきます。

貸借対照表の資産合計でございますが、資産合計343億円となっております。対前年6億7,000万円の減でございます。要因は施設整備、機器の新規取得、減価償却費の増等によります。

それから負債でございますが、負債は15億6,000万円となっております。純資産につきましては、一番下でございますが327億円ということでございます。こちらの方は損益外減価償却等によりまして、対前年7億6,000万円の減となっております。

次に2ページに損益計算がございますが、経常費用合計、中ほど少し下でございますが、約49億円でございます。8,000万円の増でございます。受託収入の増などが要因になっております。経常収益につきましても49億円となっております。対前年9,000万円の増でございます。要因は受託収入の増ということでございます。その結果、当期総利益につきましては2,000万円と計上されております。対前年400万円の増という状況でございます。

7ページを開いていただきますと、減損会計について注記をしております。農環研においても群落用ライシメーター等につきまして老朽化が著しく使用しないということで減損を認識しております。

以上が農環研でございます。

続きまして、JIRCASの財務諸表の説明をさせていただきます。

2ページを開いていただきます。資産につきましては一番下でございますが、90億6,000万円となっております。対前年6,000万円の減でございます。要因としましては、未収金、施設整備、機器の新規取得で固定資産の増、一方、老朽化施設資産の除却等によりまして減となっております。それから、無形固定資産の中に電話加入権がございますが、こちらにつきましては1回線について使用見込みがないということで減損認識の処理をしております。

3ページを開いていただきまして、負債の部でございますが、負債合計につきま

しては11億円ということで、対前年1億2,000万円ほど増となっております。これは未払金が増になったことによるものです。純資産は79億4,000万円ということで1億8,000万円の減となっております。

4ページ、損益計算書でございますが、経常費用合計につきましては44億3,000万円となっております、対前年8億7,000万円の増でございます。こちらは緑資源機構からの業務承継に伴いまして受託収入が増したことを要因としております。

それから5ページでございます。5ページで経常収益の合計がございます。45億円計上されておりますが、対前年9億円の増となっております。受託収入が増したこと、補助金収入が増したことを要因としております。この結果、当期総利益、一番下でございますが4,000万円となっております、対前年3,000万円の増ということでございます。

以上、簡単でございますが、4法人の財務諸表の説明をさせていただきました。

○小林分科会長 ありがとうございます。質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問等ございませうか。

梶川委員、何かございますか。

○梶川委員 特にはございません。きちんとした監査も受けられているようなので結構でございます。

○小林分科会長 それでは、本件に関しまして取りまとめたいと思います。大臣への意見については基本的に依存なしとして、文章表現等は私に一任していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 それでは、そのような取り扱いとすることとし、文章表現等を整えた上で評価委員会から農林水産大臣に提出することといたします。

次に、(2)「農研機構の長期借入金償還計画について」に移ります。まず事務局から本分科会で行う作業の位置づけの説明をお願いいたします。

○河野研究専門官 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法、平成18年3月31日の附則第15条及びその引用規定により、旧機構が民間研究促進業務の融資事業のために行った長期借入金の償還計画の承認に際して、主務大臣は評価委員会の意見を聞くこととされており、今般、農林水産大臣より農研機構の長期借入

金の償還計画に関する意見が求められております。なお、評価委員会ではこの意見決定の権限は分科会に委任されております。

○小林分科会長 それでは、農研機構の平成21事業年度の長期借入金償還計画に関して、内容の説明をお願いいたします。

○松岡調整室長 説明をさせていただきます。資料の3-2をお開きください。まず、21事業年度長期借入金及び償還計画とありますが、4ページ、5ページをお開きください。4ページに21年度に償還予定額2億3,000万円というのがございます。これが今回お諮りする金額としております。その明細につきまして、次の5ページに書いてありますが、平成6年から平成9年に借り入れたものにつきまして、5年間据え置いた後、半年ごとに元金均等で償還するということです。内訳が右から二つ目の欄に書いてありますけども、その合計額2億3,030万円ということでございます。これを今回ご承認に当たってお諮りしたいということでございます。

今後の償還計画が最後のページにございますが、5億505万円です。これをこのような形で償還していくという計画になっております。

○小林分科会長 質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問等ございましょうか。

(なし)

○小林分科会長 これは平成24年度まで続けなければいけない審議ですが、これは繰上償還ができない財投資金の借入ですね。

○松岡調整室長 はい。農研機構で運用し、償還は計画通りに行っています。

○小林分科会長 それでは、本件に関して取りまとめたいと思います。大臣への意見について、基本的に依存なしとして、文章表現等は私にご一任いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 それでは、そのような取り扱いとすることとし、文章表現等を整えた上で評価委員会から農林水産大臣に提出することといたします。

次に、(3)その他の事項に入ります。4法人の役員給与規程等の一部変更です。まず事務局より本分科会で行う作業の位置づけの説明をお願いいたします。

○河野研究専門官 独立行政法人通則法第62条において準用する同法第53条第2項により、評価委員会は独立行政法人の役員給与規程の変更に関して通知を受け

たときは主務大臣に意見を申し出ることができることとされております。まず、本年5月28日に農林水産大臣より農環研の役員給与規程の一部変更に関して通知がありました。さらに本年6月23日には4法人分の役員給与規程の一部変更に関する通知があり、7月29日には4法人分の退職手当支給規程の一部変更に関する通知がありました。なお、評価委員会ではこの意見提出の権限は分科会に委任されております。

○小林分科会長 それでは、説明をお願いいたします。

○松岡調整室長 資料の3-3に基づきまして、農環研の役員給与規程の一部変更についてご説明いたします。

1 ページをめくってください。

独立行政法人の役員の報酬は独法通則法によりまして、国家公務員の給与を考慮するとされております。一方、非特定独法につきましては、労働基準法に則した賃金の計算方法をしていくという必要がございます。常勤役員の月額についての変更はありませんが、非常勤の役員の日額の変更を行ったものでございます。今般の変更は日額の基礎となる俸給月額に変更はございませんが、国家公務員の勤務時間数が1日8時間から1日7時間45分に短縮されました。また、祝日の関係で、勤務日数が20年度と比べ21年度は1日減るということでございまして、1カ月当たりの労働時間が減少した結果、200円の増額を行うということで増額改定を行ったものでございます。

続きまして、資料の3-4でございます。国家公務員につきまして、21年6月期の期末・勤勉手当の支給を一部凍結するという特例措置が行われております。それに伴いまして同法に準拠して法人の給与規程改定を行っております。改定の内容は変更点に書いてありますが、1.6カ月分を1.45カ月にするという0.15カ月分減するという変更でございます。

続きまして、資料の3-5でございます。こちら各法人共通でございますが、国家公務員におきましては、在職期間中に懲戒免職を受けた場合に、退職した職員に対しても退職手当の返納を命ずるという措置を新たに講じられました。それに伴いまして、法人におきましても役員退職手当支給規程の変更を行っております。主な改正点は2.に書いてあるとおりで、さかのぼって返納を命ずることができるという内容を反映しているものでございます。

○小林分科会長 それでは、この件に関して質問等ございましたらお願いいたします。

農環研の非常勤役員の給与改定の件は、昨年も議論がありました。今年も改定するのですか。

○松岡調整室長 農環研では、これまで減額の改定を行ったときは減額し、計算に従って増額の場合は増額するという方針で行っております。

○小林分科会長 他の独法はこれやっていないですね。農環研だけやる理由がどこにあるかというので、これまで大分議論になった。

○松岡調整室長 この中期目標期間中はこの方針でやるということでございます。

○小林分科会長 それはそうだろうけど、要するところ月額を一定にしておいて、日額を改定する。そしてこれは去年も出たけど、働かないのにどうして給料を上げるのか。これを国民に対してどう説明するのかという意見も出ましたよね。それは規程どおり計算すればこうなるが、これを国民に対してどう説明するのかということと言われたのですが。

○松岡調整室長 農環研の場合は算定方法が月額から計算をしていくということで決めておりますので。

○小林分科会長 だから、勤務日数が減ったわけでしょう。そうしたら時間当たりの単価を上げるという、この考え方は国民に対してどう説明するのか。

○松岡調整室長 農環研におきましては、平成18年の4月に俸給月額の減額が行われた際に、各法人とも減額しておりますが、農環研の場合は現額保障を設けずに減額しているということで、今回は同じ計算方法に従って増額するというところでございます。

○小林分科会長 要するところ1年間で1日勤務日数が減ったのでしょうか。その分を補てんするために単位時間当たりの賃金を上げるという説明で国民が納得するかということですよ。働かなくてよくなったのかかわらずその分だけ補てんするために支給を上げるということをどう説明するのかということです。それは公務員に準じているとしか説明のしようがないのだろうけども。こんな細かなことをやらずに、ほかの独法と同じ算定方法にできないのですか。

○藤本総務官 今回の中期目標期間中におきましては、なかなか途中で改定するというのは難しいので、非常に心苦しい限りでございませうけれども、このとおりやら

せていただきたいと思います。後ほどご相談をさせていただきますが、この案件につきましても、23年度から事情が変わりますので、そのときに検討させていただければと思っております。

○小林分科会長 まさか三つ一緒になってこの方法をやるみたいなの、そうならないことを期待しています。時給を200円上げるためにこれだけいろいろ努力して、この紙をつくってみんなで審議して、その時間のロスの方がよっぽど大きいと思うが、まあいいでしょう。

それでは、それぞれの通知については、意見を申し出ないことでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 議論はありましたが、それではそのようにいたします。

それでは、議事4に移ります。「平成21年度業務実績評価の評価指標の考え方について」でございます。事務局より説明をお願いいたします。

○河野研究専門官 これには、資料は用意しておりません。平成21年度業務実績評価における評価指標の考え方について説明させていただきます。

次年度は、本中期目標期間の4回目の評価になりますので、本年度用いた評価指標の継続を基本的な考え方にしたいと考えております。今後、政独委や総務省からの指摘や諸情勢に応じて、それぞれ必要があれば書面にて委員の皆様からご意見をいただき、集約し、修正していきたいとは考えておりますが、基本的には継続ということで考えております。また、その他軽微な評価関連事項の意見聴取につきましても折りをみて書面にて実施させていただきたいと思っております。これらの件についてご意見がございましたらよろしくをお願いいたします。

○小林分科会長 ご意見、ご質問等ございますでしょうか。

評価指標が頻繁に変わると評価を受ける方も大変なので、これはなるべく変えないでいきたいと思っております。

それでは、平成21年度業務実績評価の評価指標の考え方は、事務局提案どおりとし、今後情勢の変化に即して事務局で具体的な評価指標案の作成作業を進め、分科会としての意見集約、その他軽微な評価関連事項の意見聴取等は書面で行うことにしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 それでは、そのようにさせていただきます。

議事の5の「独立行政法人中期目標終了時の見直し素案(平成22年中に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち、統合予定法人について)」に移ります。まず事務局より本部会で行う作業の位置づけの説明をお願いいたします。

○河野研究専門官 独立行政法人通則法第35条第2項により、主務大臣は独立行政法人の中期目標の期間の終了時において、当該独立行政法人の業務を継続させる必要性、組織のあり方、その他その組織及び業務の全般にわたる検討を行うものとされており、その検討を行うに当たっては評価委員会の意見を聞かなければならないとされております。なお、この意見提出の権限は分科会に委任されておられませんので、分科会での審議の後に、さらに評価委員会での審議が必要となります。

○小林分科会長 説明をお願いいたします。

○松岡調整室長 資料の4に基づきましてご説明させていただきます。

まず1枚めくってください。今回の見直しの前倒しについて経緯を書いてございます。1.の経緯でございますが、独法につきましては、中期目標終了時に組織・業務の見直しを行い、その実現に向けて独法に係る予算の要求を行うということとされております。

今般「経済財政改革の基本方針」が6月23日に閣議決定されまして、その中で平成22年度中に中期目標期間が終了する独立行政法人のうち、統合予定法人については見直しを前倒しすることにより、「独立行政法人整理合理化計画」19年12月に閣議決定されておりますが、これを確実に実施するものとされております。

当分科会の所管の法人は生物研、農環研の二つでございます。今後につきましては、本日分科会でご審議いただきまして、24日に独立行政法人評価委員会、それから9月には政独委の方で議論されることとなります。

内容に入らせていただきますが、資料が4-1から4-6までございます。4-1から4-3までは生物研、4-4からは農環研ということになっております。

まず4-1ですが、これは今回の見直しの考え方を1枚の紙にしたものでございます。その説明の前に、今回の見直し前倒しの目的が整理合理化計画を確実に実施するということですので、4-2に整理合理化計画の指摘事項、対応状況を整理させていただいております。そちらの方からご説明させていただきたいと思っております。

4-2の1ページ、これが19年12月の整理合理化計画で指摘された事項、それに対しての各法人の対応状況でございます。事業の見直しにおきましては、生物研はゲノム研究を加速化し、その成果を新たな生物産業の創出に向ける方向で重点化しなさいという指摘を受けております。これについては評価の中でもご議論いただいておりますが、20年度中に重点化の点検作業を実施して、21年度から新たに研究重点化プロジェクトを推進しているところでございます。

組織の見直しですが、こちらは法人形態の見直しとして、生物研、農環研、種苗管理センターを一体化して統合するという指摘を受けておきまして、これについては22年度の通常国会へ提出に向けて準備をしているところでございます。さらに、組織の見直しとしては、支部・事業所の見直しということで、松本、岡谷にある拠点をつくばに統合し、松本地区、岡谷地区は廃止するというところでございます。こちらについては、松本地区は20年度に廃止済みですが、岡谷地区は22年度末に廃止予定ということで引き続き実施していくこととしております。

運営の効率化、自律化でございますが、こちらは保有資産の見直しということで、常陸大宮にある寄宿舎について共同研究のさらなる推進等により利用率向上を図るという指摘を受けております。これについては現在利用率の向上に取り組んでいるところでございます。それから、組織の見直しに伴って庁舎、施設について売却、返却しなさいという指摘を受けておきまして、松本地区は一部実施済み、岡谷地区は返却を予定しているところです。加えて、自己収入の増大等を指摘されておりますが、こちらについては知的財産の取得につながるような共同研究の実施、特許権の許諾料の見直し、ジーンバンクの配布規程の見直し等により自己収入の増大に取り組んでいるところでございます。

次のページでございますが、平成16年に「勧告の方向性」ということで総務省の独法評価委員会から指摘を受けておきまして、これは前回の中期目標期間終了時の見直しに当たって指摘を受けたことでございます。こちらも指摘に対して対応状況を整理しております。

第1点目は、研究業務の重点化ということで指摘されておりますが、こちらは第2期の中期目標、中期計画をつくる時に対応済みでございます。

第2におきましては、隔地の研究チームについて見直しをしなさいということで、内容は松本、岡谷についてはつくばに統合し廃止するというところでございます。北

社に拠点がございましたが、こちらの方はジーンバンクの業務に特化していくということで対応しております。

以降、第3で研究支援部門の合理化、次のページで研究職の活性化と指摘されておりますが、こちらの項目では評価で議論いただいたとおり、現在取り組んでいるところでございます。

第4の非公務員化については、今回の中期目標期間の開始時に非公務員化の対応をしております。

こうした状況で整理合理化計画、勧告の方向性への対応として今後取り組んでいかなければならない事項としては、3法人の統合と松本、岡谷の拠点の廃止ということです。そういったことに確実に取り組んでいくということを前提に、今回生物研の事務事業の見直しを行いました。

資料4-1に戻ってご説明させていただきます。現行につきましては法人の設立目的、事務・事業の内容を整理しております。中期目標期間中にどのような状況の変化があったかということで整理しておりますが、バイオテクノロジーと生物機能の活用によって農業の生産向上、新生物産業の創出等の重要性が増しています。

中期目標の達成状況については、まだ期間の途中でございますけれども、中期目標にかかる効率、質の向上については目標を達成される見込みとなっております、財務状況についても健全性を維持しております。見直しの方向については、整理合理化で書いてあるとおり3法人の統合ということがございます。これについて検証したところ、事務・事業については、新たな需要開発や新産業の創出のために引き続き必要性が高いと考えております。実施主体の適切性に関する検証ですが、生物研が行う研究はリスクが高いこと、利益に直結しがたいということで、民間、大学、地方公共団体の実施は難しいと考えております。また、こういった基礎研究をやる場合には、経済的、短期的なインパクトだけではなく、学術的、長い目で見た成果の活用が重要だろうと考えております。

見直しの内容でございますけれども、右の欄でございますが、事務・事業としては、引き続き国民生活、社会経済の安定等、国民にとって必要性が高い、かつリスクが高く収益性が低いということで、引き続き独立行政法人が実施することが必要であると考えております。

今後は整理合理化計画に従いまして3法人の統合をスムーズに行いまして、統合

効果が発揮されるように生命科学と環境科学、そういった分野の横断研究、融合研究を推進して、新たな展開と革新的な技術開発を目指すような研究課題の設定について検討していきたいと考えています。ジーンバンクにつきましては、センターバンクが生物研に、農環研と種苗管理センターにサブバンクがありますので、これらは同じ法人の中で一元的に実施していくことになります。引き続き効率的な組織体制について検討を進めているところでございます。

資料の4-3につきましては、資料の4-1で今説明したことについて、項目ごとに様式に従って整理をしたものでございます。説明は省略をさせていただきます。

続きまして、農環研の見直しについてご説明をさせていただきます。こちらの方も整理合理化計画の対応状況ということで、4-5から説明させていただきます。

こちらでも整理合理化計画の指摘事項は事務・事業の見直しで重点化を点検しなさいということで、これについては対応済みでございます。

組織の見直しにつきましても、生物研と同じように3法人を統合するという指摘を受けており、対応状況としては同様に法案の準備中でございます。

その他、運営の効率化、自律化については、自己収入の増大、知的財産の積極的活用という指摘をされておまして、現在対応しているところでございます。

次のページに16年に指摘を受けた勧告の方向性でございます。こちらでも研究の重点化という指摘を受けておりますが、中期目標、中期計画で対応しております。第2以降、研究支援部門の合理化、非公務員化、研究職員の活性化ということで生物研と同様の指摘を受けておまして、評価でも議論いただきましたが、現在対応しているところでございます。

以上が整理合理化計画及び勧告の方向性に対する対応状況でございます。農環研の方は地方支部等持っていないので、今後対応していくべき課題としては、法人の組織の統合ということが残っております。

これについての検討状況対応状況ですが、また4-4に戻っていただきましてご説明させていただきます。現行の法人の目的、事務・事業についてはここに整理しているとおりでございます。中期目標期間中については、農業環境の保全、改善に対する国民のニーズがますます高まっているところでございます。中期目標の達成状況については、効率化、質の向上については達成される見込みであると考えてお

ります。財務状況は健全を維持しております。見直しの方向性については生物研と同じでございます。

検証でございますが、事務・事業の必要性につきましては、ダイオキシンや侵入生物等の環境影響評価等の調査研究については、農業環境の保全、改善に寄与していく重要なものであると考えております。

実施主体の適切性ですけれども、環境保全、改善は収益性の低い分野ということで民間に期待するのは難しい、それから農産物の汚染、侵入病害のまん延等、突発的な事態に迅速な対応が必要であるという状況がございます。従いまして、見直しの内容に書いてありますが、農環研の行う事務・事業は、国家の安定した食品供給に寄与するため、引き続き独立行政法人で実施することが必要であると考えております。あとは生物研と同じように、新たな展開、革新的な技術開発を目指した課題設定、ジーンバンクの一元的活動、効率的な組織体制について検討を進めたいと考えております。

資料の4-6については、生物研と同じように、それぞれの項目について整理をさせていただいておりますので、説明は省略させていただきます。

○小林分科会長 ありがとうございます。質疑に入りたいと思います。ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

はい、どうぞ。

○石井委員 組織の統合というのは非常に劇的だろうと思います。それで、今までの組織統合で、大きな研究成果というか、効率の向上が図られていますか。

○松岡調整室長 これまで農水省の独立行政法人の中で統合が行われた法人の例としては、平成18年に農研機構に食品総合研究所と農村工学研究所が統合しております。それらの評価については、統合後間もないので統合した結果どうであるかという評価はこれからしていかなければならないと考えておりますが、運営の効率化ということで、業務の改善については目標がございまして、一般管理費の10%相当を削減することとなっています。それについては着実に達成されつつあるという状況になっております。

○石井委員 私が心配するのは、短期的にはそういう数値上に効果が出てきても、例えば研究者のモチベーションを低下させるとか、それからやはり今まで国の研究機関というのは、研究者や学生たちにとってあこがれですね。あこがれの研究機

関だったわけです。だから相当優秀な人が応募し、しかも難関を突破して優秀な人材を集めるという効果があったわけですよ。だから言ってみれば目先の効率だけで組織を統合することが本当に長期的に見ていいことなのかどうかという、そういう議論が余りここに見えてこないという点を心配しています。そういう意見とか、そういう議論はなされているのですか。いたのですか。

○松岡調整室長 今回の3法人の統合におきましては、そういった統合によって研究の何かが不必要であるとか、何かを抑えていくとかということではなくて、統合によって新しい分野・領域の研究を加速させていくような、そういったことができる方向で今検討を進めてもらっているところでございます。

○石井委員 そういう意見は研究者サイドからも出ていますか。

○小林分科会長 この件はむしろ行政というか、政治の方から出てきているものですよ。もともと我々評価委員会では、これを統合したほうが良いなどとは誰もどこにも言ってないのです。当時の行政改革担当大臣と農水大臣が協議の結果、この3法人を一つにしろというようなことになったのです。そう決まった限りは、農水省としては、その方針に従った資料をつくらなければいけないのですよ。

実際のところ私たちから見ると、農環研はこういう現場対応の突発的な事態に対応するのであれば、むしろ農研機構と一緒にの方がよっぽどいいと思います。生物研の方は、本当に高度なレベルの研究を中心にやりたいと思っているのに、農環研と一緒にになってむしろモチベーションが下がるのではないかと、そういう心配があります。一方で、農研機構の中に入って食総研は少しモチベーションが下がったのではないかと。全体の中に埋没してしまったところがないか。そういうことを検証しなければいけない。やはり先ほど言われたように研究者のモチベーションが上がるか下がるかというようなことに、最終的にはつながってくるのだらうと思いますから、できるだけそういう弊害が出ないようにしなければいけないと思います。

○石井委員 むしろ前倒しするのではなくて先延ばしして、その期間に今言ったような研究者のモチベーションや人材の育成をもう少し総合的に検討するという時間を設けるべきではないでしょうか。

○松岡調整室長 今、前倒しということですが、整理合理化計画で閣議決定されたのは23年の4月に統合とされています。前倒しするのは見直しの検討作業です。

独法制度の中で組織業務の見直しをするということになっておりまして、それは通常中期目標が終了する年度、農業研究の4法人であれば22年度が中期目標の最終年度でございます。来年の夏ごろの検討ですが、統合法人については、今年度検討して、整理合理化計画で期限が定められている23年4月に間に合うように検討しています。今から見直しを前倒しして、しっかり検討し、法案や予算に反映していきたいという趣旨です。統合を前倒しするのではなく、独法制度の中での見直しを前倒して実施するということで、統合を前に倒すということではありません。

○石井委員 民間会社の例ですが、弊社の例で申し上げますと、何かいい製品が出ないとか、売上げが伸びないとすぐ研究開発のせいにして、必ず組織をいじってくるわけです。ところが組織をいじるときに、研究者の声とか、研究関係の人の声を全然反映しないわけです。研究を知らない行政官が机上でいろいろなプランを練るわけですが、変えるたびに悪くなっていく。それで一旦悪くなるとなかなか体制を元に戻せない。だから私はこういう整理合理化というのは、もちろん合理化できることは合理化するのにやぶさかでないのですが、大きく組織を統合したり、大改編するようなことは、相当いろいろな人の意見を聞いて進めるべきだと思います。

○佐藤技術広報官 統合の対象となっています三つの独法では、19年12月から非常に回数が多い検討を重ねてきておりまして、よりよい統合となりますように前向きに統合をとらえて検討を進めてきております。研究面からいいますと、生物研と農環研はそれぞれ農業研究の中でも基礎的な研究分野を担当しているところでございまして、それぞれ生命科学研究と環境科学研究を担当しているわけですが、その二つの基礎的な研究分野が融合することによって、新たな研究領域を創出するというような検討も行っております。委員の先生方ご心配の向きはあるかと思いますが、対象となっている研究独法では前向きな捉え方をして、現場の研究者の意見も取り入れながら検討を進めているということをご理解いただきたいと思っております。

○藤本総務官 本件に関して、実は先ほど分科会長が言われたとおりでございます。そのとき私は決断をなさった若林大臣に近いところにおいて、最後のところの経緯だけは存じ上げています。この研究独法二つに加えて、いわゆるジーンバンクなり、種苗をやっている種苗管理センターという行政組織に近い機関も一緒にするという決断を当時したわけでありまして。これに関して今、基礎的な分野をというような話題がございましたけれども、ゲノムの分野といいますか、世の中に最もアピールす

る分野を農環研なり、それから種苗管理センターが、そういったところも共有できるような合併を企図したということをご理解をいただければと思っております。当然ながらこれはトップダウンで決まったものではありませんが、その後の合併に当たっては、両研究所は言うに及ばず、種苗管理センターについても、新たな分野について、これから自分たちの力を伸ばしていく分野についてどのようなことができるのかということ現場の組織の方でご検討いただいております。自らの発案としてできるように今も検討が続いておりますし、これからも折に触れて検討をしていただきたいと考えているところでございます。我々もいわゆる行政のトップとしてこういう形の決断をしたものではございますが、研究者のモチベーションが下がらない、また研究所の持っている能力が下がらないように工夫をしていきたいと考えておるところでございます。

○田中専門委員 生物資源研究所の検証というのがございまして、その第2項では、経済的・短期的インパクトのある研究が重視され、基礎的研究分野がおろそかにされる恐れがあるというような検証がございましてね。これは当然見直しの内容の中には組み込んでいくわけでしょうが、具体的には3機関の統合の中でどういった配慮がなされるのでしょうか。

○松岡調整室長 一つは、こういったことを重視する主体、例えば民間にこういった業務をさせると、経済的なメリットや短期的なインパクトを優先され基礎的な研究業務がうまくいかなることが心配されます。そのため、引き続き独立行政法人の制度のもとで国が目標を示して、継続的・計画的に実施していただくことが必要だろうということで、基礎的研究がおろそかにならないように検討したところでございます。

○田中専門委員 例えば、テーマなどはかなり長期的なものが必要とされていますから、そういう視点に立った研究計画を立てるとかの配慮は考えられているということでしょうか。

○佐藤技術広報官 中期目標期間がありますので、5年を目途に研究課題は設定して立てられています。また、基礎研究を尊重するという意味では、法制的な面から申し上げますと、農業生物資源研究所は農業生物資源研究所法という法律の下に設立されておまして、現在の農業生物資源研究所の業務の第1番目は、生物資源の農業上の開発及び利用に関する技術上の基礎的な調査及び研究並びに・・・と以下続

きますが、そういう文言がございます。今回の統合に当たりましては、それぞれの研究所の業務は基本的にそのまま承継するという方針を持っておりますので、新しい独法になりましても、法律のどこかの1項目に基礎的な調査及び研究を行うという言葉は明記されますので、基本的にそこの業務が変わるものではないという認識でおります。

○金井専門委員 質問というよりはコメントですが、閣議決定で統合が決まっているわけですので、そこで指摘された整理合理化指摘事項も踏まえて統合した後でどういう独法として目標設定していくか、継承すべきものとさらに発展させるか、あるいは削減するか、そういう議論だと思います。この整理合理化指摘事項の中で、運営の効率化や自立化がありますが、これは国がやる場合は基本にお金がなくなっているから必ずこうした項目が入ってきますよね。この中で自己収入の増大がありますが、これは当然そういう財政的な問題やその時代の趨勢で入ってくると思いますけれども、先ほどの基礎的な研究、リスクが高くて恒常的な収益は余り見込めない研究に対して無理な設定をするとかえって研究をゆがめることになると思います。一方で、外部から見ると、自立性や、自己収入の分はどうやっていくかが問題になる。必ずしも自己収入が多ければいいというのではなく、この独法だとかこういう性格があるので、こういう努力をするというところを明確にさせていただくのがいいと思います。例えば建物を整理して全体の額が大きくなると、財務を見たときに自己収入部分が小さくなってしまい、ほとんど努力をしてないではないかと、数字の方が先に行ってしまう。そういうことも心配されるので、そういうコメントをさせていたしました。

○小林分科会長 他にございましょうか。どうぞ。

○矢澤専門委員 各論的になる部分ですが、種苗管理センターは、私は園芸の研究をしていますが、我々にとっては非常に重要なセンターだと常々思っております。なぜなら、いろいろな古い品種等々がここで管理されており、それを使うときに遺伝子解析するといってもそういうものがすごく重要であります。このセンターがこういう形でいろいろと回り回っていくことによって、何か消滅してしまうのではないかと非常に危惧をしています。アメリカや諸外国ではこの種苗管理センターにすごく力を入れて管理運営しているわけですから、やはりこれは国として実りのある方向性を考える必要があると思います。これは統合に反対とかではないのですが、

そういうことです。

○小林分科会長 今の意見は非常に重要なことだと思います。アメリカと日本の農業の研究の本質的な違いというのは、日本は研究と行政とそれに関連する事務しかない。ところがアメリカは、小麦やブローラー等の種苗の管理を支援しており、これらがものすごい力を持っていて、世界を牛耳っています。日本で研究所の中に入れてしまうというのは逆にいうととんでもない話なのかも知れません。むしろ行政の中に重要な位置づけを持たせないとだめになると思います。こういう研究機関の中に統合して、果たして生きるかどうかは非常に大きな問題です。ところが、種苗センターをどうするかというのは、今管轄している農業分科会の方で議論しています。これは本来であれば三つが一緒になって議論しなければならないし、逆にいうと農水省が主体的に議論しなければならない。種苗センターを研究として位置づけたら本当にしぼんできますよ。つまり、研究者として何か研究業績を上げなければやっていけないようなところに位置づけられたら、どんどん衰退します。ところが、アメリカはこれを国家戦略として種苗の管理を徹底してやっているわけですから、種苗センターは、国の世界戦略の尖兵として位置づけなければだめです。だからそういう意味では、単に3法人を統合すればいいというそんな単純な問題ではないのですよ。種苗センターの位置づけというのはこれから非常に重要な課題になると思います。農業者大学校にしても、緑資源にしても、安易に引き受けて研究が萎んでいかないように、我々は十分気をつけてやらなければならない。農者大にしても種苗センターにしても、農水省がもっともっとどうやって活かすかということを真剣に議論しなければいけないことだろうと思います。

○藤本総務官 今の種苗管理センターについて、ここで議論することが適切かどうかということはあると思いますが、当然ながら今皆さんがおっしゃられましたとおり、種苗管理や種苗法の品種の管理は、極めて重要な位置づけを持っているということは十分に認識しているつもりでございます。特に研究独法と一緒にすることになっておりますが、今回の独法統合によって、今の種苗管理部門が論文を書かない、役に立ってない研究だからどんどん人件費を削るといようなつもりは毛頭ございません。種苗管理をする業務というのは今までどおり非常に重要な業務として我々としては残すつもりでおりますし、それから今のそういう種苗なり遺伝資源みたいなものの資産をどうやって利用し活用していくかという面について、研究と一緒になっ

て、もっと早く種苗審査ができたり、種苗管理の遺伝子を生物研にフィードバックするといったことで相乗効果が出るようにということを考えて一緒にするものがございます。皆様のご心配はよくわかる場所もでございますけれども、我々としては、両方の長所を生かした独法統合になるように努力をしていきたいと考えているところがございます。

○小林分科会長 生物研で例えば新しい生物の特徴を捉えて品種に近いものがあったとしても、それが本当に品種になるまでには相当な過程が必要です。農研機構でも随分やっていますが、最終的に品種まで育成するというのは、これはむしろ一つの事業ですよ、研究ではなくて。だから国が中心になってやるような機関をどこかに設けなければだめです。研究ではなくて育種というのは農水省がやるべき事業として位置づけて、そしてその成果を種苗管理センターで保存する。ただ単にできたものというものは、そのままにしているとどんどん退化していく、あるいは分散する。良い性質を維持するためには、毎年毎年ただ単に飼育したり、種を取ったりするだけではなく、それを改良していかないとどんどん落ちてしまう。だから事業として非常に重要なことです。そういう意味では、単に生物研と一緒にになったということではないですよ。むしろ農研機構の中にこれを入れた方が現実的だと思うぐらいです。国の事業体としての位置づけをもっと明確にしなければだめです。今度は新法人の法令ができるわけですけど、その中で必然性がどう位置づけられるかは非常に難しいことだと思います。

それから、非常に細かなところですけど、農環研の資料の4-6にある棚卸し資産の発生要因のところ、財務諸表の中で農環研は棚卸し資産がゼロになっています。ここでは「棚卸し資産及び前渡金等の前中期目標期間繰越積立金を計上、残余については納付」と書いてありますが、このときには棚卸し資産はあったのですか。少なくとも現在はないですよ。この辺をきちんと調べておいてください。

○松岡調整室長 18年度は中期目標が変わりますので、ここで剰余金を見直しまして、次の期で使うものを除いてここに納付するというところでやっております。棚卸し資産というのは、保管庫に保管している肥料、農薬等について計上するという各法人のルールに基づいて計上しています。

○小林分科会長 農環研は、それはゼロということではずっとやってきたのではないのですか。

○松岡調整室長 農環研はここ数年棚卸の結果ゼロになっています。

○小林分科会長 平成18年度においてはあったのかということを確認しておいてください。

○松岡調整室長 確認しておきます。

○小林分科会長 これは皆さん、3法人を統合するという整理合理化計画は非常に不満だろうと思いますが、これに対して我々は意見を言うことができます。ただそのときは、農水大臣から提示された3法人の統合案に対してで、そのときには統合はまかりならんというような根本を覆す意見は絶対に出せないのです。ただ、少しでも抵抗するためにはどうしたらいいのでしょうか。

資料の検証のところですか。それぞれについてはいいですが、なぜこれとこれを一緒にしなければいけないかが、どうしても結びつかないのです。独法としてやらなければいけないというのはわかりますが、これとこれを一緒にする必然性がどこにあるかがどうしても出てこない気がします。単に基礎的研究で、時間がかかるからという理由だけのものでもないと思います。これは農研機構の中でも基礎的な研究をやっているところと応用的なところがあるでしょう。それが一緒になってうまくやっっていこうとしているわけでしょう。

○松岡調整室長 今回の見直しにつきましては、19年に整理合理化計画という政府の方針がございますので、それを確実に実施するということで、それを前提に今回見直しをしております。事務・事業を継続する必要があるのかどうか、組織として必要かどうかという視点で検討させていただいてます。

○小林分科会長 ここにいる皆さんはその閣議決定に非常に不満なのです。それは研究者から出てきた話ならわかると言っているわけです。各事業所から出てきた案であればわかる。でもそうではなく、最初に統合ありきで、それで理由をつけているからどうしてもこうなってしまう。

○矢澤専門委員 種苗管理センターは、一種の国家戦略的な事案を内在するものです。それが十分に考えられてない部分がある。今はそういう力がないかもしれませんが、将来的にはやっぱりそういうものを付与していくものでなければ、崩壊してしまうのではないかと。だからこの統合の意味がもうひとつよくわからない。恐らく机の上で考えて、例えば、生物研で遺伝子組換え作物あるいは生物をつくって、それを品種化するときに種苗管理センターへ置いておけば検証もできるし、ある程

度圃場も人もいるし、というような非常に易きに流れた部分があるように私は思います。間違っているかもしれませんが、そういうことを何かどこかで主張されるべきかと思っています。

○小林分科会長 どうやって主張したらいいのでしょうか。

○矢澤専門委員 いろいろな生物の品種等々の国民に与えるプラスの面を戦略的に位置づける考えが必要でしょう。それでもう一度再考せよということだと思います。研究機関へ置くと、そんなこと考えられないですよ。

○児玉委員 私もこの資料見たときに、むしろ統合しないという資料づくりのかなと思ったぐらいです。やはり農環研は農研機構と一緒にの方が。今回種苗管理センターと生物研の種苗部分が一緒になるという話は研究から一步進んで成果を利用していくという意味で非常にいいことだと思います。しかしもう片方は、いろいろな地球温暖化の問題が出てくる中で、国民経済や国民生活の観点から、きちんとこっちとこっちが一緒になった方がもっと国民生活上いいですよということを評価委員会で言えればいいのではないかと思います。そういうことが言えるかわかりませんが、単純に今まで出てきている三つを一緒にするよりも、どうせ総数で減らせと行革の方は言ってきているわけですから、これとこれを一緒にした方がむしろ国民、消費者にも還元されますということを逆に提言できればいいと感じました。

○小林分科会長 閣議決定を無効にするのであれば、全部一つにしまさいという案を提案するというのが一つです。とても今行政の方はそんなこと考える余裕はないでしょうが、もう1回見直してみる必要があるのではないかと。そういう提案ができるチャンスでもあります。むしろ閣議決定を活かしてやるのであれば、今度農業技術分科会の法人は三つになりますが、これを全部一つにして、研究以外のものも含めてもいいかもしれませんが、1法人にしてしまう。フランスのように研究法人を一つにするというのも一つの考え方だろうと思います。そこまで踏み込んで提案するのも、農林水産省の主体性を活かした一つの改革ではないかと思います。いわゆる行政改革のペースではなくて、農水省自身の発案による改革ということで、どこか位置づけることも必要ではないかと思っていますが。

○藤本総務官 確かに今の情勢から考えて、ハードルは非常に高いとは思いますが、何が何でもこの三つということではないと皆さんがお考えになることは、それはそれで合理的な理由はあるかと思っています。我々としては皆様からご意見をいただく

ときに、建設的なご意見をいただくというのが望ましいと期待をしておりますが、今日のご意見の中で、例えば別の意見があることに十分留意すべきである、こういう考えはどうかということをお農林水産省に対してご提言をされることについて、そういうことを書いてもらっては困るというようなことを申し上げるつもりはございません。

ここからは少し私見になりますが、実際に経済産業省の産総研が一つの独立行政法人として、しかもユーティリティーを含めてつくばに行ったということがあります。我々のところは林野・水産も入れますと六つの研究独法があるわけですが、それをどのような形にすればいいかということは、実は19年当時もかなり議論されました。実際に向こうから言われたのは6法人を全部一緒にしてしまえというかなり乱暴な案でした。林野や水産の余りにも手法の違う研究独法を入れて本当がいいのかと。それらが一緒になるよりは、我々のそのときの提案としては、いわゆる植物の資源というものをこれから活用していくという点で、共通的な基盤があるところを一緒にする方がよほどいいのではないかと考えて、ご提案をさせていただきました。そこはご理解をいただければと思っております。

今後は、どうなるか予測はつきませんが、確かに分科会長がおっしゃるように、ここで意見を求められているときに黙っていればこのとおりにになってしまうということはそのとおりでございます。その言葉の選び方はお任せをいたしますが、こちらに対してそういうご提案をいただければ、我々としてもまた折に触れて検討させていただけるころはあるかもしれないと考えております。

○小林分科会長 先ほど研究者のインセンティブの話が出ましたが、我々評価委員会としても、もう決められたことについてどうだと言われてもインセンティブが全然沸かないのですよ。つまり、こういう分野とこういう分野を一緒にしたらどうだろうかという相談を受ければみんな一生懸命考えます。いやこうした方がいい、ああした方がいいと意見が出ます。ところが閣議決定に伴ってこういうことをやらされる。それに対しての意見をとと言われても、根本のところ意見は言いたいが、統合の細かなところについての意見は言えないのです。インセンティブが沸きません。こういうことに関しては、やはり国民の目線をどこに据えるかということだろうと思います。

ここで随分時間を取りましたが、実は今度開かれる独法評価委員会で私が説明し

なければならぬので、皆さんの意見を最大限聞いておこうと思っていました。ただ、統合案を廃止にしますとは言えませんので、できるだけ建設的な意見をとっています。よろしいでしょうか。

(なし)

○小林分科会長 それでは本件に関して、事務局は意見を整理していただけますか。

○河野研究専門官 どのように整理するか困っていますが、まず1点は、現場の研究者の意見を反映させるなどして、研究者のモチベーションが低下しないような研究環境を構築する。さらに優秀な研究者を確保するために魅力ある研究所にすることが必要だと思いました。それから、基礎研究を推進するということがおろそかにならないように計画などにきちんと反映するよということがもう1点だと思います。それから、自己収入等の増加、運営の効率化に関して、あまり無理な設定をして研究がゆがまないよということ、自立性を確保しながら研究に支障を来すことがないよ効率化の数字設定をする必要があるのではないかという意見。それから、種苗センターに関しましては、基本的には国としてきちんと国家戦略として位置づけながら、重要な役割が新法人の中できちんと位置づくよにしてほしいという意見。それから、農水省として、長期的視点に立って基礎研究を明確に位置づけるとともに、三つの法人の内容をどうやって生かすかということもきちんと議論してほしいということ。それから、国民経済や国民生活の向上につながるよな道筋が見える提案、それから農水省発案の踏み込んだ改革への提案が必要ではないかという意見がございました。それから、最後に基本的にはそれぞれの分科会というよりも、三つ一緒に統合する場合には、統合するところできちんと議論する必要があるのではないかという意見ではなかったかと思いますが、これでよろしいでしょうか。

○小林分科会長 いかがですか。はい、どうぞ。

○矢澤専門委員 概ねいいと思いますが、もう一つつけ加えます。いろいろな品種等々の話の付加部分です。やはり明治以来100年以上、農林水産省が時間と金をかけて作り上げた宝物であるいろいろな米の品種について、これを使っていかないと、農林水産省とは何かということになりかねない。こういうところで、もっと政府の中で大きい声を出して、これは我々の宝物だということ、国家戦略としての位置づけを言っていないと、農水省としての立場も弱くなるだろうと、私は思い

ます。

○小林分科会長 農水省として主体性を発揮してほしいということですね。それから、もう一つは、研究機関としての適正規模と、それから事業体として法人としての適正規模の二通りあるが思います。管理運営の方であれば、農水省全体として一つにしてもいいし、それぞれの研究分野であれば、今農研機構の中に研究所が幾つかありますが、あれも一つの適正規模だろうと思います。ところが研究分野によっては、ある程度目的を達成すると、その規模をもっと縮小してもいいし、拡大する必要もある。そういったときにある程度融通がきくような、そういう仕組みを取っておくことも大切なことだと思います。農水省全体の研究戦略としては、そういうことも重要ではないかと。つまり、ある一つの名前がついた研究所があると、そこにいる研究員は何でもかんでもその研究をやらなければいけないとなってしまいますから、そうではなくて、全体の中で、今はこの研究が重要だと思ったときにそちらにシフトできるような、ある程度融通のきくシステムを取る必要もあるのではないかと思います。

それから、さきほどの種苗センターの重要性についてですが、矮性小麦を育成したのは日本人です。ところがそれをアメリカの種苗センターにかわるようなところでそれを維持して、そして世界各国の小麦とかけ合わせて、それぞれの地域に合った矮性の小麦を世界に普及させたのです。その人はノーベル平和賞をもらいました。その受賞者は、この矮性小麦の研究は日本人がやった研究だと言っています。つまり、日本人がやった研究でありながら日本人があまり評価してない。不稔性の稲もそうですが、あれは沖縄の先生が開発した。ところがそれはIRRIに行って、そしてハイブリッドライスになって誕生してきたわけです。つまり交雑種です。ハイブリットをつくった、ハイブリットの優れた考え方というのはカイコの育種で、日本で最初にできたのです。ところが実際にそれをハイブリットライスとして実用化したのはIRRIの研究所です。やはり国の戦略として何が大事かということ是非常によく考えておく必要があると思います。特に行政に考えておいてほしいし、そういったものをこういうところに反映させてほしいと思います。そんなところを話しておきます。

それでは、評価委員会の意見の聴取については、表現等は私にご一任いただいでよろしいでしょうか。

(異議なし)

○小林分科会長 それでは、そのような取り扱いとし、評価委員会に報告することといたします。

それでは、本日予定しました審議を終えましたので、分科会を終了したいと思います。今回の会議については議事録を公開させていただきます。議事録については事務局ででき上がり次第、皆様にチェックしていただき、その後インターネットで公表いたします。

以上で本日の議事を終了し、議事進行を事務局にお返しいたします。

○河野研究専門官 小林分科会長、議事進行どうもありがとうございました。委員の皆様方には長時間にわたって熱い議論、どうもありがとうございました。本日は資料も多量になっておりますので、必要でしたら郵送させていただきますので、必要な資料の上には名札を置いておいてください。不要な資料につきましては当方にて処分をさせていただきますので、名札を置かずそのまま机の上に置いていただければと考えております。

本当にどうもありがとうございました。

午後 3 時 3 0 分 閉会